

エコアクション21

環境経営レポート

株式会社 清水組

運用期間 : 令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月

作成年月日 : 令和 5 年 1 月 25 日

[第10版]

株式会社 清水組 環境経営方針

■環境理念

昨今の深刻化する地球規模の環境悪化を防ぎ、当社は建設業の活動を通し、次世代に緑豊かな環境と住みよい社会を残す事を目的とします。社員一丸となって法令順守の元、環境への取組を実施・継続する事を推進し、環境負荷を継続的に削減していく事に努めます。

■環境保全への行動指針

1. 次の事項について環境目標・活動計画を定め、継続的な改善に努めます。

①二酸化炭素排出量の削減(低炭素社会への対応)

- ・電力
- ・化石燃料

②廃棄物の削減及び再資源化の推進(循環型社会への対応)

- ・産業廃棄物 (廃プラスチック類、木くず、繊維くず、がれき)
- ・一般廃棄物 (紙類)

③総排水量の削減(水資源の保全)

- ・一般水道水

④グリーン購入の推進

⑤自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組

⑥生物多様性の保全と持続可能な利用の為の取組

⑦社会貢献

⑧環境関連法規の遵守

制定日:平成 22 年 6 月 1 日

改定日:令和 4 年 5 月 19 日

代表取締役 清水和明

■環境関連法規への違反、訴訟の有無

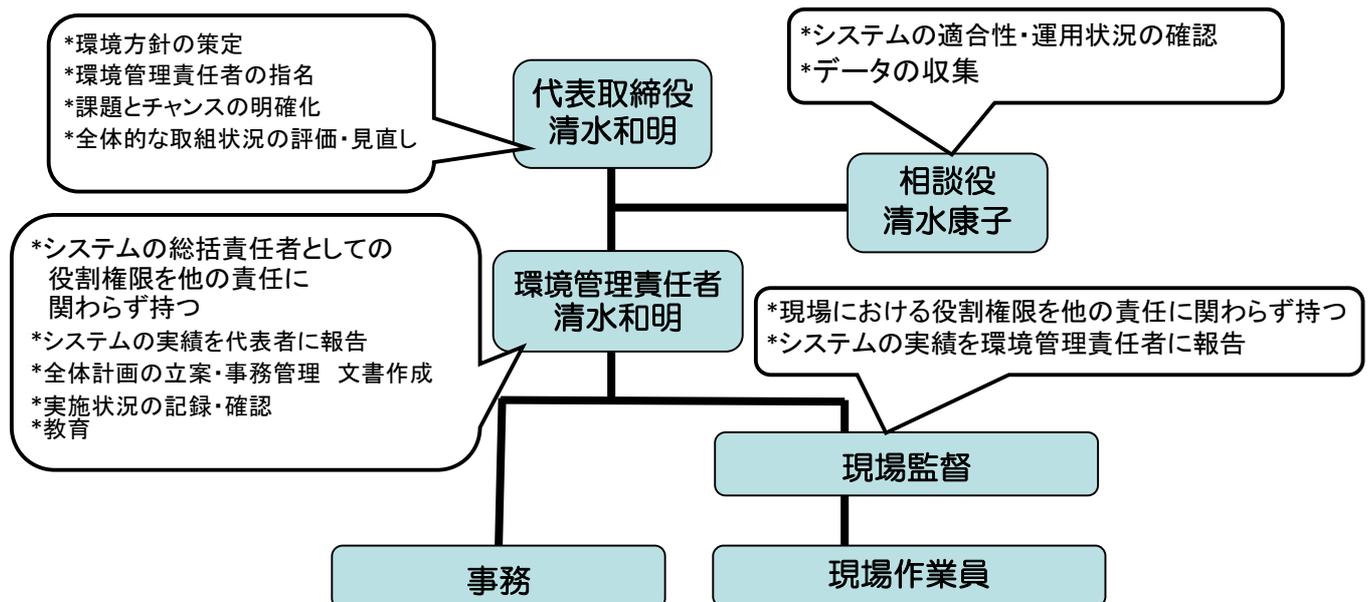
評価日 2023年1月25日
 評価者 環境管理責任者 清水和明

法規・条例・規制	条項	適用内容または規制基準値	備考	遵守評価		
廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守	○		
	第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	・保管基準の遵守、保管場所の表示(60cm×60cm以上掲示) ・廃棄物の悪臭・飛散防止	○		
	第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○		
	第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結	○		
	第12条の3第1項	マニフェストの交付		○		
	第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票、5年間保管	○		
	第12条の3第6項	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○		
	第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○		
	第12条の3第8項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのB2(90日以内)、D,E票(180日以内)の期間内返却	○		
	第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業の許可	県知事の許可	○		
	第14条第12項	産業廃棄物処理基準の遵守	産業廃棄物収集運搬業者	○		
	第14条の2	産業廃棄物の収集運搬業の許可等変更	県知事の許可	○		
	建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	第5条	建設業者の責務	分別の励行、リサイクルの推進	○	
		第9条	対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	解体工事-床面積合計80㎡以上 新築・増築工事-床面積合計500㎡以上 その他の工作物に関する工事(土木工事等-請負代金額500万円以上)	○	
		第10条	対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工事の届出	発注者に工事計画等を説明し工事着手7日前までに市長に届出書を提出	○	
		第12条	対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明		○	
		第16条	対象建設工事受注者の再資源化等の実施		○	
		第18条	対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告	発注者への完了報告	○	
		第31条	技術管理者の設置(解体工事の監督)		○	
騒音規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	バックホウ(原動機定格出力80KW以上)を使用する作業	○		
	第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	○		
振動規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	くい打機	○		
	第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	○		
浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃の実施	保守点検及び定期清掃の実施	○		
	第10条の2	浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	○		
	第11条	指定検査機関による水質に関する検査の実施	法定検査の実施(1回/年)	○		
家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電(テレビ・冷蔵庫他)廃棄時のサイクル料金の支払	該当なし		
自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第8条	使用済自動車の引渡義務		該当なし		
	第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	○		
フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	第16条	冷凍空調機器:全ての第一種特定機器が対象 ①自身での「簡易点検(3ヶ月に1回以上)」実施 圧縮機電動機定格出力に応じた有資格者による「定期点検」 ②空調機(50kW以上)1年に1回以上 ③空調機(7.5kW~50kW未満)3年に1回以上 ④冷凍冷蔵機器(7.5kW以上)1年に1回以上	①企業・法人の管理者が確認 ②、③、④ 有資格者による定期点検実施	○		
	第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務	該当なし		
建設業法	第3条の1	国土交通大臣に対する一般建設業の許可の申請		○		
	第25条第1項	主任技術者の設置		○		
	第25条第2項	管理技術者の設置		○		
省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)	第4条	エネルギー使用量の合計が1,500㎏/年以上の事業者は届出	エネルギー使用量(原油換算)の把握	該当なし		
地球温暖化対策推進法	第25条	温室効果ガス算定排出量の報告	温室効果ガスの把握	○		
水道法	第25条の2	指定給水装置工事事業者の指定	給水装置工事主任技術者	○		
下水道法	第22条	設計者等の資格	技術士、第一種技術検定等	○		
河川法	第50条第1項	ダムの適正な維持、操作、管理	ダム管理主任技術者	○		
静岡県条例	第71条	騒音に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	鉄骨及び橋りょうの組み立て作業	○		
	第72条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○		
	第88条	振動に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	くい打機(振動規制法の特定建設作業に準ずる)	○		
	第89条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○		
	第8条	産業廃棄物管理責任者の設置		○		
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第10条	委託先の現地確認と記録の保存	現地確認記録の保管	○		
責務・努力	法令	環境基本法	第8条	公害防止・自然環境保全/廃棄物の適正処理/再資源などの利用/国・地方公共団体の政策に協力	エコアクション21への積極的取り組み	○
		循環型社会形成推進基本法	第11条	廃棄物の発生抑制/循環的利用適正処分/国・地方公共団体の施策に協力	3Rへの努力	○
		地球温暖化対策推進法	第5条	CO2発生抑制/国・地方公共団体の施策に協力	エコアクション21への積極的取り組み	○
		グリーン購入法	第5条	できる限り環境物品等を選択するよう努める	再生品・エコマーク又は同等の製品を優先的に購入新規購入、買替又は省エネ性能に優れた物を優先的に	○
		リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	該当なし

①当社に関わる環境関連法規に関して遵守確認した結果、違反はありませんでした。
 ②また、過去3年間、関連機関からの指摘・訴訟等ありませんでした。

■登録事業所の概要

- (1) 事業所名及び代表者名
株式会社 清水組
代表取締役 清水和明
- (2) 本社の所在地
静岡県静岡市清水区小島町432-1-1
Tel:054-393-2062 Fax:054-393-3663
Email:shimizu1970@abeam.ocn.ne.jp
資材置場
静岡県静岡市清水区小島町997-9
- (3) 連絡先
上記(2)項と同様
- (4) 環境管理責任者
清水和明
- (5) 事業内容(認証・登録の範囲)
1. 土木工事業 2. とび・土木工事業 3. 舗装工事業 4. 水道施設工事業
静岡県知事許可(特・般-29)第3758号 有効期限 令和9年10月11日まで
- (6) 事業の規模
令和4年 活動規模
- | | | |
|-----------|---|----------------------|
| ・売上高 | … | 341,345千円 |
| ・従業員数 | … | 21名 |
| ・床面積(事務所) | … | 204.31m ² |
| (倉庫) | … | 259.20m ² |
- (7) 株式会社 清水組 組織図及び実施体制



■今期の環境経営目標及び実績(令和4年1月～令和4年12月)事務所

項目	単位	基準値 H27年実績値	R4年目標値 (-7%)	R4年実績値	達成度 及び 削減率	H27年売上 242,803 千円
二酸化炭素 排出量の削減 (購入電力)	kWh	7,486	9,747	6,866	○ 70%	R4年売上 341,345 千円
	kg-CO2	3,608	4,698	3,309		
二酸化炭素 排出量の削減 (ガソリン)	L	1,707	2,223	978	○ 44%	R4年売上増減率 1.40
	kg-CO2	3,963	5,160	2,270		
二酸化炭素 排出量の削減 (軽油)	L	—	—	812	○ 本年度より計測	
	kg-CO2	—	—	2,094		
二酸化炭素排出 量 合計	kg-CO2	7,571	9,858	7,673	○ 78%	
廃棄物排出量 の削減 (白上質紙)	kg	225	293	213	○ 73%	
グリーン商品 購入件数	品	6	9	9	○ —	

※削減率=R4年実績値÷R4年目標値。目標値(-7%)に対して100%未満なら○とする(100%の場合、目標値=削減値)

※目標値=H27年実績値×売上増減率(R4年の売上÷H27年の売上)×削減目標値(-7%)

※購入電力の排出係数は「0.482」(中部電力H27年)を使用

※紙使用量はA4用紙1枚=5gで算出

※排水量は共同使用のため測定不能。活動は行っていく

■来期以降の環境経営目標

項目	単位	基準値 H27年実績値	R5年目標値 (-8%)	R6年目標値 (-9%)	R7年目標値 (-10%)	R8年目標値 (-11%)	R9年目標値 (-12%)
二酸化炭素 排出量の削減 (購入電力)	kWh	7,486	6,887	6,812	6,737	6,663	6,588
	kg-CO2	3,608	3,320	3,284	3,247	3,211	3,175
二酸化炭素 排出量の削減 (ガソリン)	L	854	786	777	769	760	752
	kg-CO2	1,981	1,823	1,803	1,783	1,763	1,743
二酸化炭素 排出量の削減 (軽油)	L	854	786	777	769	760	752
	kg-CO2	2,203	2,027	2,005	1,983	1,961	1,939
二酸化炭素排出 量 合計	kg-CO2	5,589	5,142	5,086	5,030	4,974	4,919
廃棄物排出量 の削減 (白上質紙)	kg	225.0	207.0	204.8	202.5	200.3	198.0
グリーン商品 購入件数	品	6	9	9	9	9	10

※目標値については売上原単位を表記している。上記の数字に売上増減率(上記参照)を積算して算出する。

※ガソリン及び軽油については折半して暫定的に基準値・目標値を算出している

■今期の環境経営目標及び実績(令和04年1月～令和04年12月)現場

項目	単位	基準値 H27年実績値	R4年目標値 (-7%)	R04年実績値	達成度 及び 削減率
二酸化炭素 排出量の削減 (軽油)	L	35,982	46,849	34,318	○ 73%
	kg-CO2	94,429	122,947	88,541	
二酸化炭素 排出量の削減 (ガソリン)	L	3,231	4,207	8,912	× 212%
	kg-CO2	7,501	9,767	20,677	
二酸化炭素排出 量 合計	kg-CO2	101,930	132,713	109,218	○ 82%
建築廃材 リサイクル率	%	100	100	100	○ 100%
創意工夫 実施率	%	100	100	100	○ -
現場件数 (燃料使用現場延 べ件数)	件	22	-	15	

H27年売上
242,803 千円

R4年売上
341,345 千円

R4年売上増減率
1.40

※削減率=R4年実績値÷R4年目標値。目標値(-7%)に対して100%未満なら○とする(100%の場合、目標値=削減値)

※目標値=H27年実績値×売上増減率(R4年の売上÷H27年の売上)×削減目標値(-7%)

※創意工夫実施率の分母は工事件数

■来期以降の環境経営目標

項目	単位	基準値 H27年実績値	R05年目標値 (-8%)	R06年目標値 (-9%)	R07年目標値 (-10%)	R08年目標値 (-11%)	R09年目標値 (-12%)
二酸化炭素 排出量の削減 (軽油)	L	35,982	33,103	32,744	32,384	32,024	31,664
	kg-CO2	94,429	86,875	85,930	84,986	84,042	83,098
二酸化炭素 排出量の削減 (ガソリン)	L	3,231	2,973	2,940	2,908	2,876	2,843
	kg-CO2	7,501	6,901	6,826	6,751	6,676	6,601
二酸化炭素排出 量 合計	kg-CO2	101,930	93,776	92,756	91,737	90,718	89,698
建築廃材 リサイクル率	%	100	100	100	100	100	100
創意工夫 実施率	%	100	100	100	100	100	100

※目標値については売上原単位を表記している。

上記の数字に売上増減率(上記参照)を積算して算出する。

■今期の環境経営計画の取組結果と評価及び次期計画

事務所

(令和04年1月 ~ 令和04年12月)

行動指針	具体的目標	取組内容	取組結果の評価	次期の取組計画
(二酸化炭素排出量の削減)	電気使用量 -7%	1. エアコンの温度管理(夏期28℃、冬期23℃) 2. 扇風機の効果的な利用 3. クールビズ・ウォームビズの推奨 4. エアコンフィルターの清掃 5. PC・蛍光灯の不使用時電源OFF 6. ブラインド・カーテンで熱の出入りを調節する	目標は達成できた。 主な理由: エアコン等の稼働時間の短縮や、温度管理を徹底したことによる。	真夏・真冬の温度管理は体調を優先しながら、現在の活動を継続して取り組んでいく。
	ガソリン使用量 -7%	1. 全車両のエコドライブの周知徹底 ・不要な荷物を下ろす ・エアコンを控えめにする ・不要なアイドリングの禁止 2. スケジュール管理による車両使用回数の削減	目標は達成できた。 主な理由: エコドライブを徹底したことによる。	不要な荷物を下ろしたり、エアコンの温度管理の意識をさらに高めていく。
(廃棄物削減の推進)	紙廃棄量 -7%	1. コピー用紙の両面使用 2. プレビューチェックによる無駄な印刷の防止 3. カラーコピーの使用を制限する 4. 廃棄物の適正処理 ・マニフェストによる適正な処理・管理 ・リサイクルできる資源の確認を徹底する	目標は達成できた。 主な理由: 紙出力の必要性の確認、両面使用を徹底したことによる。	全体的に取組みを行えているので、引き続き現在の活動を継続していく。
(排水量の削減)		1. トイレで水を無駄に流さない 2. 節水表示の取り付け 3. 水道配管からの漏水を定期的に点検する 4. マイボトル等の使用	取組できた。 主な理由: 水道自体の使用頻度は少ない。	引き続き、節水意識を浸透させていく。
社会貢献		1. 町内廃品回収への参加 2. 古紙回収への参加 3. 月1回の会社周辺の清掃活動	取組できた。 コロナ禍以降外での活動はほとんど実施できていない。	徐々にコロナ以前の状態・意識に戻ってきているので、状況を見ながらこれまでの活動を継続していく。
グリーン購入の促進	9品	1. グリーン購入法適合商品 (エコ商品の購入)	取組できた。	引き続き、グリーン商品を優先的に購入していく。
持続可能な物の利用				
その他				

※削減比は平成27年を基準とする

■今期の環境経営計画の取組結果と評価及び次期計画

現場

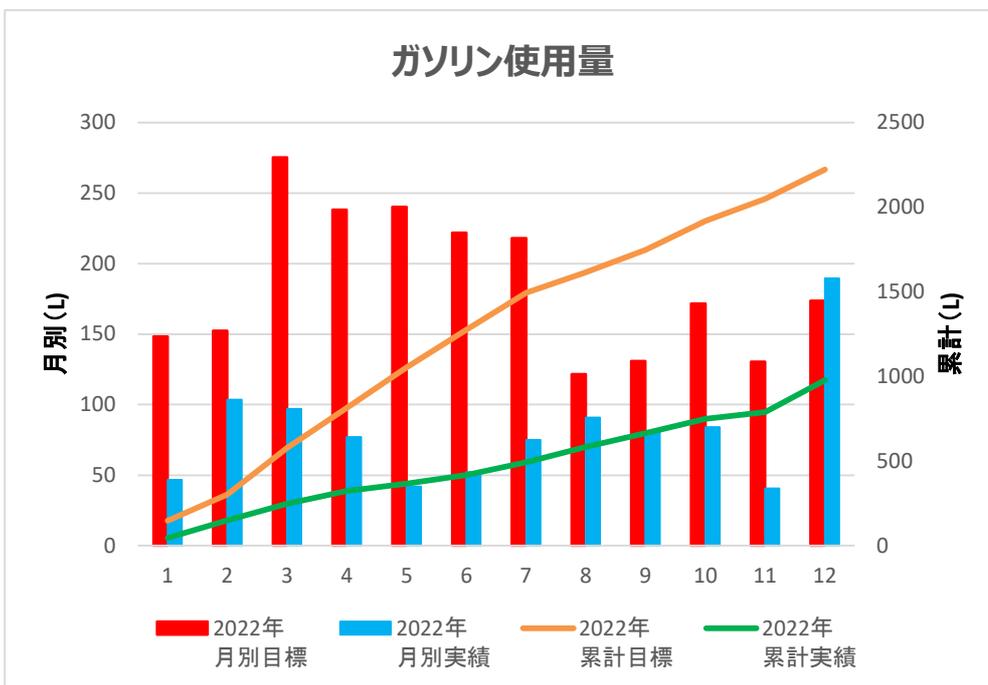
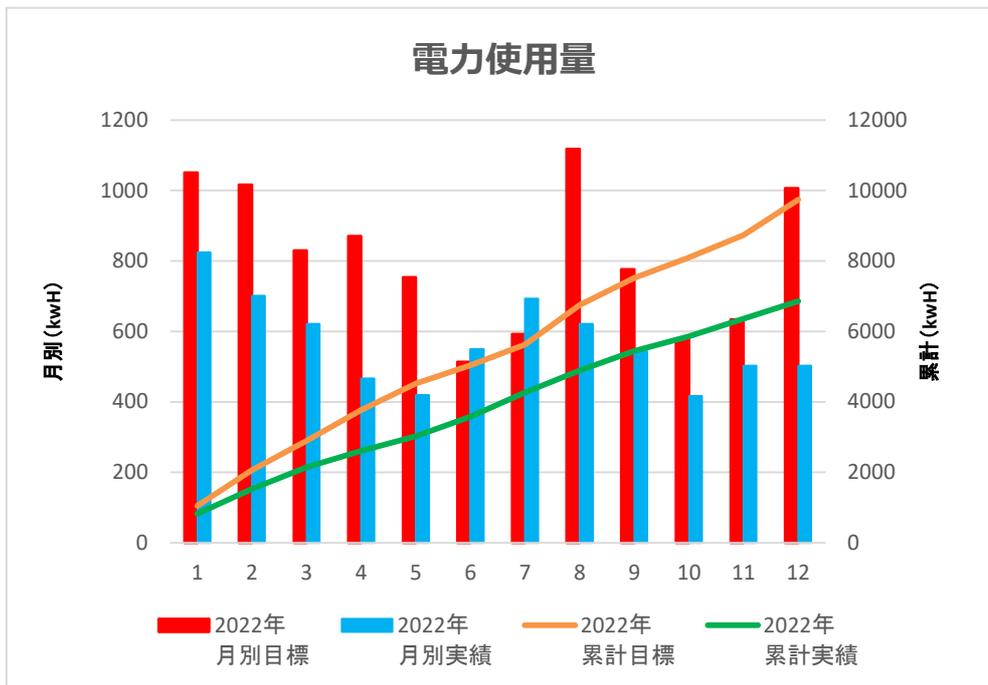
(令和04年1月 ~ 令和04年12月)

行動指針	具体的目標	取組内容	取組結果の評価	次期の取組計画
(低炭素社会への対応)	二酸化炭素削減 ガソリン・軽油 使用量 -7%	1. 全車両のエコドライブの周知徹底 ・不要な荷物を下ろす ・エアコンを控えめにする ・不要なアイドリングの禁止 2. 工期短縮による二酸化炭素排出量の削減 3. 過積載がないか出発前に確認する 4. 建設機械等の買替時、省エネルギー型を導入する	取組みはできた。 主な理由: 災害現場の施工のため、ガソリン・軽油使用量が全体的に上がったが、エコドライブの徹底と、省エネルギー型の建設機械の使用を徹底し	可能な限りの工期短縮の方法を考えていきながら、引き続きエコドライブを意識していく。
(循環型社会の推進への対応)	廃棄物削減 リサイクル率 100%	1. 資源ごみの分別を徹底する 2. 廃棄物の適正処理 ・マニフェストによる適正処理・管理 3. 建設副産物の削減・再利用・分別リサイクルの徹底 4. 工事残材の整理	目標は達成できた。 主な理由: 資源ごみの分別を徹底したことによる。	リサイクルしやすい分別や整理のしかたを考えていく。
(排水全量削減)		1. トイレで水を無駄に流さない 2. 節水表示の取り付け 3. 建設道具等の洗浄には雨水を利用する 4. 街路樹や公園緑化の工事では雨水を利用す	取組できた。 主な理由: 節水意識が浸透してきたことによる。	雨水を積極的に利用していく。
社会貢献		1. 環境経営システムの社内公示・教育の推進 2. 委託・協力会社との取組の同調 3. 月1回の会社周辺の清掃活動	取組できた。 社員への意識付けも継続した。	現在の活動を継続していく。
関する項目に	創意工夫 100%	1. 環境負荷の少ない工法・材料・機械の導入の検討 2. 工事施工段階での創意工夫(環境・住民配慮)	目標は達成できた。 主な理由: 工事毎に廃材のリサイクルを徹底していることによる。	現在の活動を継続しながら、現場全体での目的意識の共有を深めていく。
持続性 利用	生物の 保全の 多様な 様	1. 工事施工中は可能な限り水質汚濁を起こさない	目標は達成できた。 主な理由: 工程会議で問題になりそうな箇所を随時チェックしたことによる。	事業活動を見直しながら取組内容を増やしていく。
その他		現場監督者へのタブレット端末導入 ・工程変更や修正、作成作業を現場のあいてる時間に行う ・指示の迅速な伝達 ・現場状況の画像による報告 ・材料管理 ・KY活動	取組できた 仕事の効率化や安全確保につながった	現在の活動を継続していく。

※削減比は平成27年を基準とする

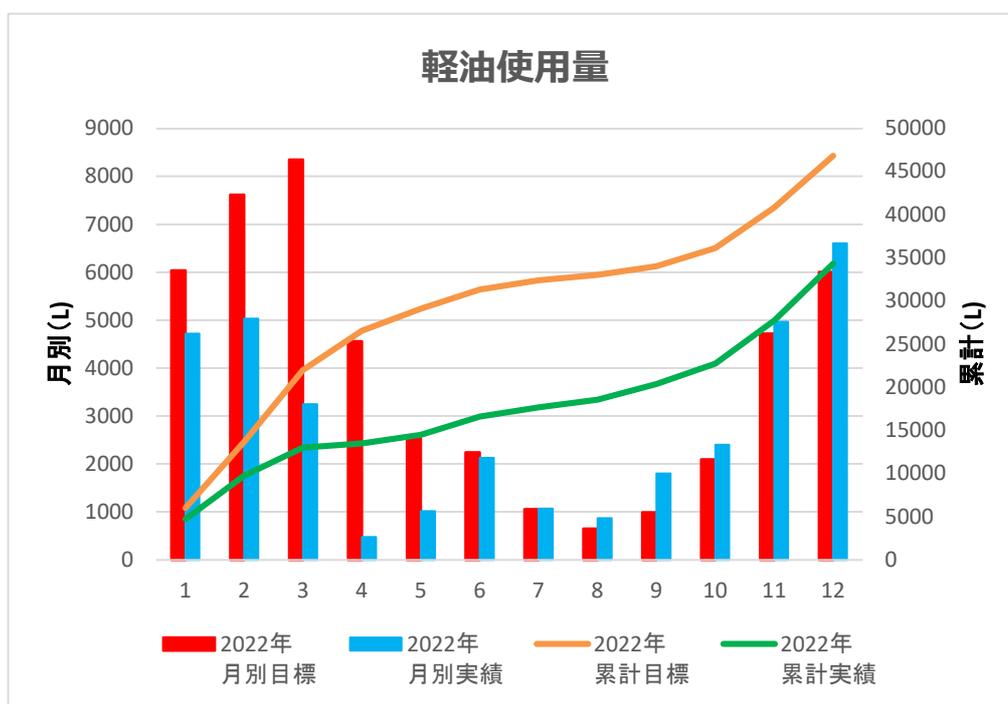
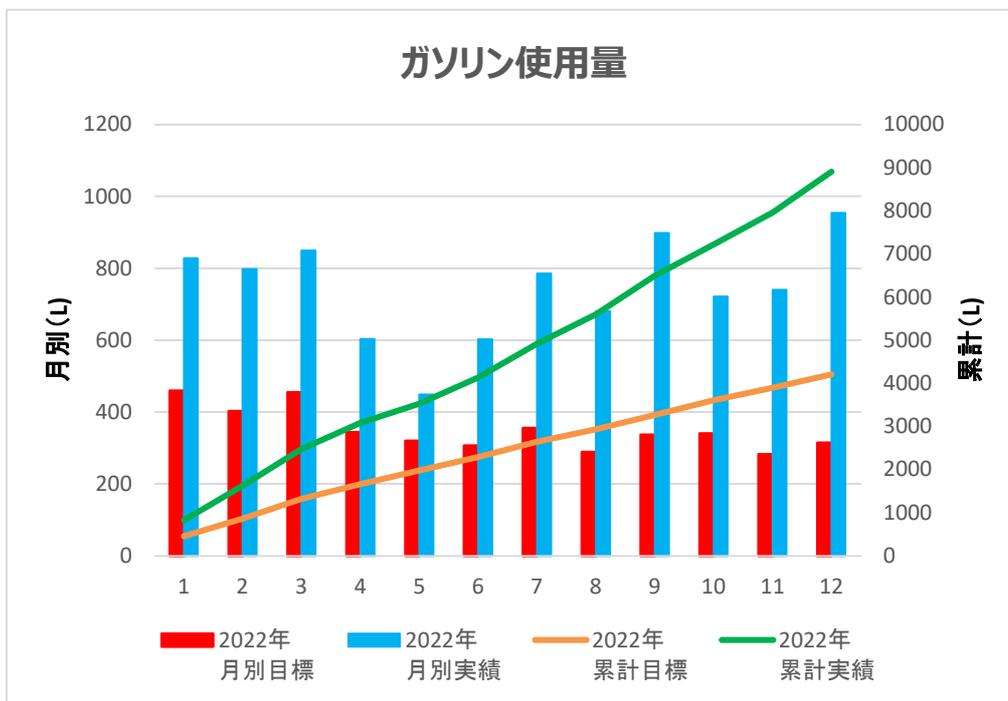
今期の目標実績比較グラフ

事務所



今期の目標実績比較グラフ

現場



■緊急事態への準備及び対応

緊急事態記録

作成	(報告)
	所長

区分 日時	緊急事態発生 緊急事態対応訓練 手順確認テスト (該当項目を○で囲む) 2022年12月5日 場所：(株)清水組工事現場内 内容： ①責任者不在時の重機オイル漏れ対応訓練 1. オイル漏れ発見 (小泉) 現場内の人に大声で連絡 2. 現場主任へ電話連絡 (笹生) 3. 対応指示 (清水) 4. オイルマット敷設 (清水、笹生、小泉、西山) 5. 重機修理手配・完了 (笹生) 6. オイルマット回収 (清水、笹生、小泉、西山) 訓練・テストの場合参加者：清水、笹生、小泉、西山
緊急事態発生、 訓練又はテスト の内容	
担当責任者	清水 和明
問題点 再発防止策 水平展開 確認事項 等	緊急事態（建設機械からのオイル漏れ）発生時の初期対応の確認が出来た。 現場での対応作業手順の確認 (オイル漏れ発見→オイルマットによる吸油→機械破損個所の確認 →機械修理→ オイルマット回収)
手順書変更	
備考	

- ・緊急事態対応訓練（テスト）を実施した場合に記録する
- ・テストは手順書が有効であるか、手順書通りに実施できたかを確認すること
- ・緊急事態に繋がるハット・ヒヤットした事項等もこの様式を用いて予防策を行う
- ・重大な緊急事態が発生した場合は、問題点処置票を用いて再発防止と類似事態の発生の予防策を行う

■ 緊急事態への準備及び対応（写真）

緊急事態記録
 (発生・**訓練**・テスト)



災害訓練

オイルマット使用状況



災害訓練

オイルマット使用状況



災害訓練

使用材料

(タフネスオイルブロッカー)

■代表者による全体の評価と見直し

作成 令和5年1月25日

前期 取組結果	見直し指示内容		取組結果
	1		
	2		
	3		
	4		

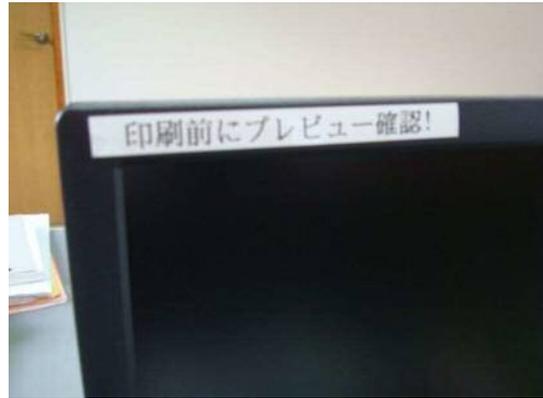
今期 見直しのための取組確認結果	項目		確認	:必要に応じて評価・コメント記載
	1	エコアクション21文書	<input checked="" type="checkbox"/>	:
	2	環境経営目標及び目標達成状況	<input checked="" type="checkbox"/>	:現場の使用量に軽油を追加する
	3	環境経営計画及び取組実施状況	<input checked="" type="checkbox"/>	:各現場ごと定期的に取組を確認する
	4	環境関連法規要求一覧及び遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/>	:内容が明確になった
	5	外部コミュニケーション・対応記録	<input checked="" type="checkbox"/>	:なし
	6	問題点の是正・予防措置の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/>	:引き続き災害復旧時の対策をする
	7	取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	<input checked="" type="checkbox"/>	:
	8	その他()	<input checked="" type="checkbox"/>	:

今期全体評価・コメント・見直し指示	代表者による見直し指示	項目		見直しの必要	「有」の場合の指示内容等
		1	環境経営方針	無	
		2	環境経営目標・計画	無	
		3	環境経営計画・取組項目	無	
		4	環境に関する組織	無	
		5	その他のシステム要素	無	
		6	その他(外部への対応)	無	

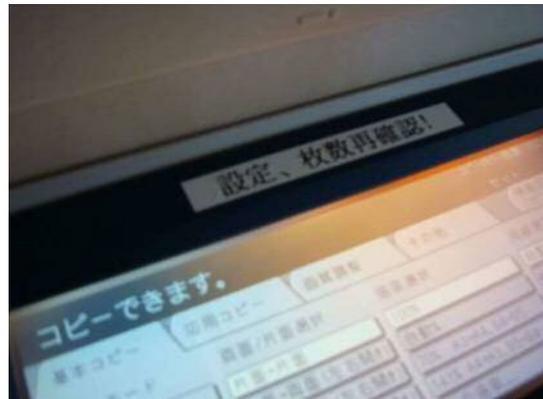
今期全体評価	コメント
	環境への意識の向上は感じられ、売り上げに対する事務所および現場の二酸化炭素排出量等の数値は減少している。現在の環境経営システム・取組を維持し、指示の徹底、更に取組を促進することで、経営の効率化・コストダウンの実現を図り、環境経営の推進に貢献する。

エコアクション21導入後の写真

パソコン



コピー機



社用車



エアコン



社会貢献活動

コロナウイルス感染拡大のため令和4年は無し